

ま ち む ら
交 流 活 動

企画募集！！

まちむら
交流事業では

むら応援団
育成事業では

最大
20
万円

最大
40
万円

支援します！

「農業体験をさせたい」
「あの美しい棚田を
未来につなげる活動をしたい」
「中山間地域の大切さを
多くの人に知ってもらいたい」

…そんな想いを具体的に企画し、
自ら積極的に活動する皆さんを
福岡県が応援します！！

応募締切

令和7年2月12日
(水曜日)必着

※支援団体及び支援金については、令和7年度予算が成立する事を条件に4月以降に決定します

応募先・問い合わせ先

まちむら交流活動企画支援事業 事務局
株式会社サウスポイント(委託業者)
〒812-0022 福岡県福岡市博多区神屋町2番9号
TEL 092-402-2271 FAX 092-402-2272
電子メール:minami@southpoint.co.jp
※中山間地域・棚田地域(5ページ)に関する問合せは
福岡県庁 農林水産部 農山漁村振興課
中山間地域振興係 TEL 092-643-3503

第28回まちむら交流活動企画支援事業

趣旨

- ・都市（まち）と農山漁村（むら^{*}）の共生社会づくりを推進するために、「まち」と「むら」の交流活動、あるいは交流活動を自立・継続して取組むための仕組みや組織づくりを公募して、その支援を行うものです。

※むら＝中山間地域または棚田地域
(5ページ「中山間地域一覧表」参照)

募集内容

①まちむら交流事業

「まち」と「むら」の交流に取り組む活動

②むら応援団育成事業

「まち」と「むら」でパートナーシップの関係を構築し、交流活動を継続させるための仕組みや組織づくり
「まち」と「むら」の交流活動の内容(例)

- ★農業体験や地域の景観(棚田、茶畑など)形成・保全活動を通して、都市と農山漁村の交流を深める活動
- ★農山漁村の文化学習や休耕田を利用したピオトープ設置、地域文化を継承するお祭りなどを通して、次世代に農山漁村の大切さ、伝統を継承していく活動
- ★農山漁村でとれる農産物を使用した加工体験や食を通じた交流 等

応募要件

- ・「まち」と「むら」の交流活動に積極的に取り組んでいる組織が実施するもの。
- ・上記趣旨に沿い、本活動を令和7年度に実施し、翌年2月までに完了するもの。
- ・福岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力的組織の構成員等に該当しないこと。

応募期間

- ・令和7年2月12日(水曜日)必着
- ・支援団体及び支援金については、令和7年度予算が成立する事を条件に4月以降に決定します

応募方法

・活動企画書(応募用紙)に必要な事項を記入し、必要資料を添付の上、郵送、ファックス、電子メールにより下記事務局までお送りください。

※書類が届いているか、各自電話でご確認ください。

応募資料

【まちむら交流事業】

- ・活動企画書 ・会員の役員名簿

【むら応援団育成事業】

- ・活動企画書 ・会員の役員名簿
- ・協定書・会員規約・オーナー契約書等

応募先・問い合わせ先

まちむら交流活動企画支援事業 事務局

※本事業は令和7年3月末まで下記業者に委託して実施しています

〒812-0022 福岡県福岡市博多区神屋町2番9号
株式会社サウスポイント

TEL 092-402-2271 FAX 092-402-2272

電子メール：minami@southpoint.co.jp

※中山間地域・棚田地域(5ページ)に関する問合せは福岡県庁農林水産部農山漁村振興課中山間地域振興係へ(092-643-3503)お問い合わせください。

審査方法

- ・「まちむら交流活動企画支援審査会」により次の視点で審査を行い、審査の結果、一定の基準を満たした場合に、予算の範囲内で支援額を決定します。
 - ①「都市と農山漁村の交流度合い」 ②「波及性」
 - ③「発展性・持続性」
- ・その他、啓発普及効果や他事業の助成の有無等を考慮します。

結果通知

- ・支援決定通知は、令和7年4月下旬を目途に、郵送等でお知らせし、支援決定通知後1ヶ月以内を目途に説明会を開催します。

注意事項

- ・支援対象となりました企画については、ホームページ等で公表の対象とさせていただきます。
- ・申請された企画内容に基づき支援決定するため、決定後の企画内容の変更は原則認められません。
- ・支援団体は必ず支援説明会にご出席ください。欠席されると、支援を受けられない場合があります。
- ・事務局との契約完了後に事業着工となります。事前着手は認められませんのでご了承ください。(契約は5月下旬から6月上旬を目処に完了する予定です。)
- ・支援金は、事業完了後の精算払いになります。

活動支援対象項目表

① まちむら交流事業

支援対象：農業、農地、農業用施設の安全管理や農山漁村の活性化などに関わる活動の経費

項目	内 訳	対象の有無 (○：対象、×：対象外、△：条件付き)
賃金	人件費	× 対象外です。
報償費	講師謝金	○ 活動に必要な、高度な専門知識、技術を要する行為を、外部に請け負わせる場合の対価としてのみ対象です。 ○ 内部講師への謝金及び雑重に係る費用は対象外です。 謝金は、金銭によるものと、菓子折や金券、酒や記念品類による謝礼は対象外です。
旅費	旅費	○ 活動企画の実施に係る旅費（宿泊は対象外）のみ対象です。 (実費)
需用費	消耗品	○ 社会通念上、適正な範囲内で対象となります。 ○ 明らかに活動運営に無関係な物品は対象外です。 報告書の費用（写真等）も対象となります。
	印刷費	○ 活動運営の内容が確認できている印刷物が対象となります。
	資材費	○ 活動運営上、必要な資材のみ対象となります。 ○ 活動に必要な鎌、鍬、軍手等安価なものを想定しています。 購入は不可です。レンタルをお願いします。
	餅つき杵臼セイロ	△
	看板（合板）	○ 高価なものは認められません。 ○ 企画活動期間中に使用するものであり簡易なものであること。 ○ 「福岡県まちむら交流活動企画支援事業」を原則記載すること。
	のほり、旗	○ 適正であると思われる本数及び企画使用のみ対象となります。 ○ 「福岡県まちむら交流活動企画支援事業」を原則記載すること。
	苗・種・肥料代	○ 活動運営上、適正な範囲内で対象となります。
	おみやげ・農産品	× おみやげ農産品は対象外です。 収穫体験等で収穫した農林水産物は、食糧費として計上して下さい。
	ネーム入りの帽子、Tシャツ、スタッフジャケット、タオル作成など	× すべて対象外です。
使用料	車両燃料費	○ 対象です。
	農業機械・土木機械等	△ レンタルのみ対象です。購入は対象外です。
	テント・照明・音響機器・椅子・机・簡易トイレ等	△ レンタルのみ対象です。購入は対象外です。 (簡易なテントの購入は可です)
	会場使用料、会議室借上料	○ 対象です。 ただし、可能な限り公共施設の利用に心がけて下さい。
	バス代・レンタカー	○ 対象です。
	高速代・駐車場代	○ 対象です。
通信費	郵便代、電話代	○ 対象です。
食料費	弁当代・食料費・試食・試飲食料費	△ 来場者・参加者に対する地元食料費は対象です。県産農林水産物を用いるべく使用し、過度（豪華）にならないよう心がけて下さい。 △ スタッフの食事にかかる費用は水分補給用の飲料を除き対象外です。
その他	田畑作物管理料	△ 原則は地元の無償協力により行うこととします。
	参加者の保険料	○ 対象です。 ○ 万が一に備えて、保険の加入をお勧めします。

活動支援対象項目表

② むら応援団育成事業

支援対象：農業、農地、農業用施設の安全管理や農山漁村の活性化などに関わる活動の経費

項目	内 訳	対象の有無 (○：対象、×：対象外、△：条件付き)
賃金	人件費	× ①まちむら交流事業と同様
報償費	講師謝金	○ ①まちむら交流事業と同様
旅費	旅費	○ ①まちむら交流事業と同様
需用費	消耗品	○ ①まちむら交流事業と同様
	印刷費	○ ①まちむら交流事業と同様
	資材費	○ 活動運営上、必要な資材のみ対象となります。 ○ ※の場台は、活動に必要な鎌、鍬、軍手等安価なものを以外も対象となります。
	餅つき杵臼セイロ	○ ※の場台は、購入も対象となります。
	看板（合板）	○ ①まちむら交流事業と同様
	のほり、旗	○ ①まちむら交流事業と同様
	苗・種・肥料代	○ ①まちむら交流事業と同様
	おみやげ・農産品	× ①まちむら交流事業と同様
	ネーム入りの帽子、Tシャツ、スタッフジャケット、タオル作成など	× ①まちむら交流事業と同様
使用料	車両燃料費	○ ①まちむら交流事業と同様
	農業機械・土木機械等	○ ※の場台は、購入も対象となります。
	テント・照明・音響機器・椅子・机・簡易トイレ等	○ ※の場台は、購入も対象となります。
	会場使用料、会議室借上料	○ ①まちむら交流事業と同様
	バス代・レンタカー	○ ①まちむら交流事業と同様
	高速代・駐車場代	○ ①まちむら交流事業と同様
通信費	郵便代、電話代	○ ①まちむら交流事業と同様
食料費	弁当代・食料費・試食・試飲食料費	△ ①まちむら交流事業と同様
その他	田畑作物管理料	△ ①まちむら交流事業と同様
	参加者の保険料	○ ①まちむら交流事業と同様

※「むら応援団育成事業」について、対象となる物品が5万円未満であり、かつ、継続的な交流活動に必要と認められるもの限り、支援対象とする。ただし、次の条件に従うこと。

- ・ 物品管理台帳等により使用状況を管理する。
- ・ 実績報告書に物品台帳等の写しを添付する。
- ・ 購入した物品等には、購入年月日、団体名及び「福岡県まちむら交流活動企画支援事業」である旨表示する。
- ・ 実績報告書に購入物品等の画像を添付する。

まちむら交流活動企画書 (第28回)

まちむら交流活動企画支援事業 事務局 殿

※本事業は下記業者に委託して実施しています

〒812-0022 福岡県福岡市博多区神屋町2番9号
 株式会社サウスポイント
 TEL 092-402-2271 FAX 092-402-2272
 e-mail: minami@southpoint.co.jp

本事業の趣旨に基づき、次のとおり企画書を提出します。
 なお、この企画がホームページ等によって広く公開されても何ら
 支障はありません。

令和 年 月 日

●応募する事業の種類 (該当する事業の□に✓)

<input type="checkbox"/> まちむら交流事業	むら応援団育成事業		
	<input type="checkbox"/> パートナースイップ型	<input type="checkbox"/> 団員分散型(組織会員型)	<input type="checkbox"/> 団員分散型(オーナー型)

●企画団体の概要

応募団体<むら>の名称 (団体名、グループ名)	電 話	
	ファックス	
	E-mail	
<input type="checkbox"/> 初めて応募する <input type="checkbox"/> 過去、支援を受けたことがある	担当者氏名	
住 所	(〒 -)	
団体の概要		

↓【むら応援団育成事業・パートナースイップ型の場合のみ記入】協定相手の概要を記入して下さい。

応募団体<まち>の名称 (団体名、グループ名)	電 話	
	ファックス	
	E-mail	
	担当者氏名	
住 所	(〒 -)	

●企画の概要

タイトル (企画を簡単に記入願います)	
◆具体的な取組の内容 (次の項目に沿って簡潔に記入してください。) ○交流活動の目的 (150字程度)	

まちむら交流活動企画書 (第28回)

○運営（本事業に係る活動に参加するメンバーの構成、人数）

団体名	運営に参加する人数	団体が所属する地域	構成メンバー（該当するものにレ点を付けてください）
	名	<input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 都市	<input type="checkbox"/> 学校・教育関係 <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> その他団体（NPO含む）等
（その他）		<input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 都市	<input type="checkbox"/> 学校・教育関係 <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> その他団体（NPO含む）等

○活動の内容（下記の中から該当するものを選択肢から選んで○及びレ点を付けてください。複数選択可）

1. 農地・農業用施設の保全
2. 農業体験（ 作業体験 加工品作り その他 ）
3. 農山漁村文化（ 保護活動 啓発活動 ）、景観保全
4. 啓発・研修
5. 食の交流・農産物販売
6. その他（ ）

○具体的な活動内容（上で選択した活動の内容について、全てご記入ください）

活動・開催時期 （活動回数）	場 所 （市町村名、地区名）	参加が見込まれる人数		内 容
		都市・消費 サ イ ド	農山漁村・ 生産サイド	
		名	名	

○この活動において、他の地域の参考になると思われる点や発展させたい点を教えてください。
（本事業に係る活動についてご記入ください）

○過去の活動実績および成果

○前回活動との違い【過去支援を受けたことがある団体のみ】

◆その他（該当するものにレ点を付けてください。複数選択可）

○活動または交流の対象となる「むら」はどちらですか。

中山間地域 棚田地域 対象地域（ ）

まちむら交流活動企画書 (第28回)

○他に補助金や交付金を受けている、または申請していますか。(↓複数ある場合は全て記入してください。)

受けている、申請中又は申請予定 → 補助金等の名称： _____

受けていない、申請していない

◆必要な支援の内容 (別紙「活動支援対象項目表」に沿って、項目別に必要最小限の金額を記入してください。)

事業内容および項目	活動費	備考	事業内容および項目	活動費	備考
1. 農地・農業用施設の保全	円		4. 啓発・研修	円	
2. 農業体験			5. 食の交流・農産物販売		
3. 農山漁村文化、景観保全			6. その他		

活動企画にかかる総額 _____ 円

左記総額のうち支援希望金額 _____ 円

◆提出する添付資料 (揃っているかチェックしてください。)

まちむら交流事業	むら応援団育成事業
<input type="checkbox"/> 役員名簿	むら応援団育成事業対象者であることを示す文書 (応募初回時は案でも可) <input type="checkbox"/> 協定書 <input type="checkbox"/> 会員規約 <input type="checkbox"/> オーナー契約書 <input type="checkbox"/> その他 [_____]

※虚偽の記載を行った場合には、申請の取消を行う場合がありますのでご注意ください。

○中山間地域一覧表 (法指定地域：特定農山村、山村振興、過疎、離島振興、棚田地域振興)

市町村	対象地域	市町村	対象地域
福岡市	旧脇山村、小呂島、玄界島	北九州市	藍島、馬島
宗像市	旧玄海町、大島、地島	飯塚市	旧筑穂町 (旧内野村含)、旧穎田町
糸島市	旧福吉村、旧志摩町 (旧可也村含)、旧一貴山村、旧長糸村、旧雷山村、旧怡土村、姫島	宮若市	旧吉川村、旧笠松村
		柳川市	旧大和町、旧柳川市
那珂川市	旧南畑村	筑後市	旧羽犬塚町
新宮町	相島	広川町	旧上広川村
久留米市	旧水縄村	豊前市	旧岩屋村、旧合河村
うきは市	旧浮羽町 (旧山春村含)、旧姫治村	全域指定市町村	東峰村、芦屋町、田川市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、大牟田市、八女市、みやま市、みやこ町、上毛町、築上町
朝倉市	旧杷木町、旧朝倉町、旧高木村、旧上秋月村、旧松末村、旧秋月町		

※地域指定は現在の市町村区域ではなく、旧市町村区域で指定している区域もある。

※上記以外にも、福岡県知事が指定する条件不利地域 (特認地域) に該当する場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※大牟田市は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1の(3)に基づき、令和9年度まで過疎地扱い。

○中山間地域・棚田地域に関する問合せ先

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課 中山間地域振興係 TEL：092-643-3503

まちむら交流活動企画書 (第28回)

◆条件等 ※必ずお読みください。

「むら応援団育成事業」は、むらとまちとで手を携えて、互いに結びつきを強めることにより、活動企画支援がなくなった後も、自立して交流活動が継続するような仕組みづくりや組織づくりに対して支援を行うものです。

このような事業の趣旨に基づき、支援に際して次のような条件を付けています。

○支援金の振込み

「むら」を主体とした活動取組を推進するため、原則として支援金は「むら」の口座に振り込みます。

○物品管理台帳

- ・消耗品以外の物品を購入した場合は、物品管理台帳（様式は別途提示）を作成の上、使用状況を整理してください。
- ・作成した物品管理台帳は、活動実施報告書（支援された年度末までに提出する報告書）及び活動状況報告書（事後報告書）に添付してください。

○事後報告（活動状況報告書）

- ・「むら応援団育成事業」は、最大3年の支援終了後も交流活動を自立・継続して取り組むための組織づくりを支援するものです。
- ・その活動を確認するため、**支援最終年度の翌年度から3年の間、毎年度末までに、活動状況報告書により事後報告をしてください。**

（例：令和5年度～令和7年度に支援を受けた場合：令和8年度～令和10年度の毎年度末に報告）

◆類型

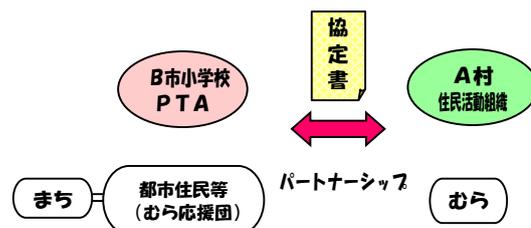
(1) パートナーシップ型

◇概要：まち（都市住民組織）とむら（農山漁村住民組織）との間で、継続的に交流活動に取り組むため、協定等を締結して都市と農山漁村で一対一のパートナーシップの関係を構築する。

◇相互交流の活動事例：農作業、棚田や水路の保全、休耕田の景観作物植栽、集落の環境保全等の活動 など

◇協定書：相互交流の活動計画や方針等を確認する内容を取り決めたもの。

(1) パートナーシップ型



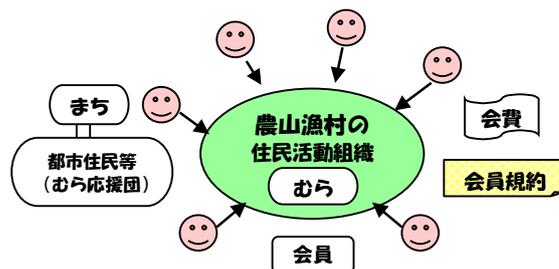
(2) 団員分散型《組織会員型》

◇概要：「むら」の住民活動組織に、「まち」の方が会員（むら応援団）となって、農作業等の活動を協働して、継続的に「むら」を訪れて交流を行う仕組み。

◇協働活動事例：農作業、棚田や水路の保全、休耕田の景観作物植栽、集落の環境保全等の活動 など

◇会員規約：地域住民活動組織の活動の規約。規約には、会員となるための規定が書かれている。

(2) 団員分散型《組織会員型》



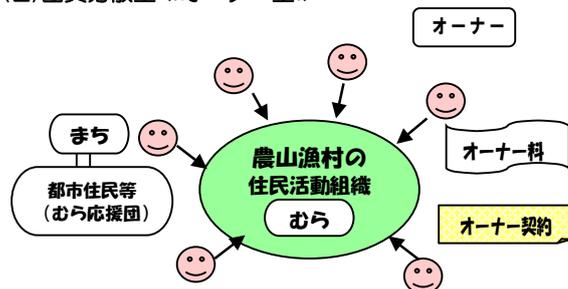
(2) 団員分散型《オーナー型》

◇概要：「まち」の方が、「むら」の棚田などのオーナー（むら応援団）となって、定期的に田植え・稲刈りなどの活動を協働して、継続的に「むら」を訪れて交流を行う仕組み。

◇活動事例：棚田オーナー（田植え・稲刈り）、果樹オーナー（果樹収穫） など

◇オーナー契約：棚田や果樹のオーナーとなる契約書

(2) 団員分散型《オーナー型》



まちむら交流活動企画書 (第28回)

まちむら交流活動企画支援事業 事務局 殿

※本事業は下記業者に委託して実施しています

〒812-0022 福岡県福岡市博多区神屋町2番9号
株式会社サウスポイント
TEL 092-402-2271 FAX 092-402-2272
e-mail: minami@southpoint.co.jp

本事業の趣旨に基づき、次のとおり企画書を提出します。
なお、この企画がホームページ等によって広く公開されても何ら
支障はありません。

令和 ●●年 ▲▲月 ××日

●応募する事業の種類 (該当する事業の口に✓)

■ まちむら交流事業	むら応援団育成事業		
	<input type="checkbox"/> パートナーシップ型	<input type="checkbox"/> 団員分散型(組織会員型)	<input type="checkbox"/> 団員分散型(オーナー型)

●企画団体の概要

応募団体<むら>の名称 (団体名、グループ名)	電 話	092-643-xxxx
まちむらクラブ	ファックス	092-643-xxxx
	E-mail	machimura@××.jp ※必ず記入して下さい。
■初めて応募する <input type="checkbox"/> 過去、支援を受けたことがある	担当者氏名	まちむら 太郎
住 所	(〒812-8577) 福岡市博多区東公園 7-7	
団体の概要	<p>※団体の設立主旨、設立年、構成メンバー等をご記入ください。 本事業以外の活動等については、こちらにご記入ください。</p> <p>説明会の案内や次年度の募集案内などの送付先となりますので、必ず連絡がつく方のメールアドレスをご記載下さい。</p>	

↓【むら応援団育成事業・パートナーシップ型の場合のみ記入】協定相手の概要を記入して下さい。

応募団体<まち>の名称 (団体名、グループ名)	電 話	
	ファックス	
	E-mail	
	担当者氏名	
住 所	(〒 -)	

●企画の概要

タイトル (企画を簡単に記入願います)	〇〇地域の棚田オーナーになって、農業体験!
◆具体的な取組の内容 (次の項目に沿って簡潔に記入してください。)	
○交流活動の目的 (150字程度)	
棚田オーナーを募集し、〇〇地域の棚田で野菜やそばの栽培体験や除草作業、収穫時には餅つき、そば打ち体験などの活動を行う。この活動により、定期的に都市住民に地域に来てもらい、都市農村交流を図るとともに、併せて棚田の保全が図られる。	

まちむら交流活動企画書 (第28回)

○運営（本事業に係る活動に参加するメンバーの構成、人数）

【むら応援団育成事業で申込される場合】
協定相手についても必ずご記載下さい。

団体名	運営に参加する人数	団体が所属する地域	構成メンバー（該当するものにレ点を付けてください）
まちむらクラブ	15名	<input checked="" type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 都市	<input type="checkbox"/> 学校・教育関係 <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他団体（NPO含む）等
（その他）	名	<input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 都市	<input type="checkbox"/> 学校・教育関係 <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> その他団体（NPO含む）等

○活動の内容（下記の中から該当するものを選択肢から選んで○及びレ点を付けてください。複数選択可）

1. 農地・農業用施設の保全
- ②. 農業体験（ 作業体験 加工品作り その他 ）
- ③. 農山漁村文化（ 保護活動 啓発活動 ）、景観保全
4. 啓発・研修
5. 食の交流・農産物販売
6. その他（ ）

○具体的な活動内容（上で選択した活動の内容について、全てご記入ください）

活動・開催時期 （活動回数）	場 所 （市町村名、地区名）	参加が見込まれる人数		内 容
		都市・消費 サ イ ド	農山漁村・ 生産サイド	
9月（3回）	〇〇地域	20名	5名	種まき体験、棚田の除草作業 収穫体験、棚田の除草作業 収穫祭（餅つき、そば打ち体験）
11月（1回）	〇〇地域	60名	15名	
12月（1回）	〇〇地域	60名	15名	

同月に同じ体験等を行う場合、「参加が見込まれる人数」については1回あたりの人数をご記載下さい。

○この活動において、他の地域の参考になると思われる点や発展させたい点を教えてください。

（本事業に係る活動についてご記入ください）

Facebook やメールマガジン等の情報発信ツールを活用し、棚田オーナーに野菜やそばの生育状況や棚田の風景などを定期的に情報発信し、日常的に〇〇地域に関心を持ってもらう取り組みを実施する点。

○過去の活動実績および成果

当事業に関わらず団体としてこれまでにどんな活動をおこなっていたか、ご記載下さい（設立してすぐ申請を行っている場合記述不要です。）。

○前回活動との違い【過去支援を受けたことがある団体のみ】

「過去、支援を受けたことがある過去、支援を受けたことがある」と回答している団体は必ずご記載下さい。

◆その他（該当するものにレ点を付けてください。複数選択可）

○活動または交流の対象となる「むら」はどちらですか。

中山間地域

棚田地域

対象地域（ 旧脇山村 ）

「中山間地域一覧表」より対象地域を記載して下さい。

よくある質問

Q.応募様式は紙のみか？

A.電子データもございます。

福岡県の HP よりダウンロードできますので、「第 28 回まちむら交流活動企画支援事業」とご検索頂くか、下記の URL よりご確認下さい。

Q.応募様式に記載した企画内容の変更について軽微な変更は可能か？

A..可能です。

応募時に提出頂いた企画内容に基づき、審査員が支援を決定するため大幅な変更は認められませんが、軽微（体験回数や人数の変更など）なものについては交流活動の目的に沿った活動であれば問題ありません。

一方で内容の大幅な変更（企画団体の変更や活動内容の減少）、特にむら応援団育成事業で支援が決定している団体様で協定相手や類型（組織会員型→オーナー型）の変更などは認められません。自己判断で大幅な変更を行った場合、決定した支援額を全額お支払い出来ない場合がございます。判断が難しい場合は、事務局までお問い合わせください。

Q.災害ややむを得ない理由で団体での活動が困難になってしまった場合は支援を辞退する事は可能か？

A.可能です。

活動が困難になったことが判明した場合、辞退理由などを提出頂く必要がございますので速やかに事務局までご連絡下さい。

Q.支援は最大3年間となっているがその後支援を受けられる制度はないのか？

A.まちむら交流事業の支援を受けた後に、むら応援団育成事業の支援を受けることが可能です。

各支援事業は最大3年間の支援となっていますが、まちむら交流事業3年間+むら応援団育成事業3年間の合計6年間の支援を受けることが可能です。むら応援団育成事業については、支援終了後も交流活動を自立・継続して取り組むための組織づくりを支援するものですので、その後の支援を行う制度は現在ございません。むら応援団育成事業の条件等については6ページをご参照下さい。

Q.説明会開催日はいつ通知がされるか？出席が難しい場合はどうすれば良いか？

A.審査結果通知と同時に説明会時期をお知らせします。

説明会への出席は必ずしも代表者や担当者である必要はございません。支援が決定した団体に所属される方であればどなたでも構いませんので、必ず出席をお願い致します。
